

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 78 号

2012 年 1 月 15 日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

*外キ協は1月26日、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」と改称します

7月9日から実施される「外登法廃止—改定入管法」

2009年7月、外登法（外国人登録法）を廃止して「新たな在留管理制度」に移行するための入管法（出入国管理及び難民認定法）、入管特例法（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）、住基法（住民基本台帳法）の改定案が国会で成立しました。この2009年改定法は、3年後、すなわち今年7月9日から実施されます。

改定法の公布から実施まで3年を要したのは、1947年から始まった外国人登録制度を廃止して全面的に再編（改悪）を図るためです。

1. 人権政策の不在

日本において1950年代、60年代、70年代までは、ほぼ「在日外国人」イコール「在日韓国・朝鮮人」でした。ところが、1980年代後半から、日本の高度経済成長と労働力不足によってアジアと南米からの移住労働者・移住者が急増します。

南米からの移住労働者とは、かつて南米に移民として渡った日系人の二世（在留資格「日本人の配偶者等」）と三世（在留資格「定住者」）のブラジル人、ペルー人などです。

その結果、日本に住む外国人は、2010年末現在、2,134,151人となります（この他に、非正

規滞在者が80,000～100,000人）。在日外国人の出身国（地域）数は191カ国に及び、ほぼ全世界から来ていることとなります。ちなみに、国連の加盟国数が192カ国です。

国籍（地域）別の数は、中国（外国人登録では台湾と香港を含む）687,156人、韓国・朝鮮565,989人、ブラジル230,552人、フィリピン210,181人、ペルー54,636人、米国50,667人……と続きます。また在留資格別の数は、「永住者」565,089人、「特別永住者」399,106人、「留学」201,511人、「日本人の配偶者等」196,248人、「定住者」194,602人、「家族滞在」118,865人……などとなります。居住している都道府県別に見ると、東京都418,012人、大阪府206,951人、愛知県204,836人、神奈川県169,405人、埼玉県123,137人、千葉県114,254人、兵庫県100,387人……と集中していますが、それ以外の日本全域の町・村において在日外国人が点在し、労働し生活しています。

また、外国人登録者数に表われない「日本籍外国人」「二重国籍日本人」「日本国籍のダブルの子ども」も、急増しています。それは、帰化による日本国籍取得者の増加（1952～2008年の帰化者累計数454,283人とその子孫）、また日本人と外国人との国際結婚の急増（年間17組に1組、地域によ

っては15組に1組)によるものです。

日本社会は今、このように「多国籍化・多民族化」が急速に進行しています。

しかし日本では、諸外国では設けられている基本的な人権法制度、とりわけ在日外国人と日本国籍の民族的マイノリティに対する法制度が未整備のままです。

諸外国——たとえば韓国では、ここ10年、国内人権機関(2001年、国家人権委員会法)、永住外国人の地方選挙権(2005年、公職選挙法改正)、外国人基本法(2007年、在韓外国人処遇基本法)、国際結婚家族への支援(2008年、多文化家族支援法)、重国籍の部分的容認(2010年、国籍法改正)を実現してきました。

しかし日本では、いずれも実現していないのです。このことを、私たちはまず確認しなければなりません。

2. 改定法の背景

2009年に成立した改定法の背景として、次のようなことが考えられます。

第一に、資本のグローバル化は、「先進国」と「第三世界」との絶対的な経済的格差をもたらし、「国境を越えざるをえない」膨大な人びとを生み出しつつけていること。

第二に、日本では外国人政策の「宣言なき転換」が図られたことです。すなわち1945年～1980年代までは、外国人政策がもっぱら「在日韓国・朝鮮人政策」として、つまり「追放と同化」政策を基調として立案し運用されてきました。そこでの政策主体は、法務省であり警察庁でした。

ところが1990年代に入ると、それは「外国人労働力政策」として、「労働力導入／包摂と排除」政策として立案し運用されていきます。そこでの政策主体は、法務省や警察庁のほか、産業経済省・厚生労働省など省庁横断ですが、基本的かつ全体的な「統合方針」が欠如しているため空転します。

そして21世紀に入ると、少子高齢化社会を迎えて、経済界の危機感を背景に、政府は「管理制度」と「階層化された労働市場」を前提とした労働力導入を進めています。

第三に、2001年9・11以降、外国人・民族的マイノリティを管理・監視するという世界的な

流れに日本政府は追従し、在日外国人一人ひとりの居住状況と活動状況をつねに把握し管理しなければならないという“強迫観念”にかられていることです。その結果、日本政府はこの数年間で、次のような管理・監視システムをすでに作ってきました。

◆2004年2月、法務省入管局はウェブサイト上で、「不法滞在者とと思われる外国人」を匿名でメール通報できる密告窓口を設置しました(2010年9月までに34,000件を受理)。

◆2007年10月、改定雇用対策法を実施しました。それは、外国人(特別永住者を除く)を雇用する事業主に対して、外国人の氏名、国籍、在留資格、在留期限などを厚生労働省に届けさせるものです。その雇用情報は、厚生労働省から法務省に提供されます。

◆2007年11月、日本に入国する／再入国する16歳以上の外国人に生体情報(指紋と顔画像)の提供を義務づけました。ただし、外交官や特別永住者、外国籍高校生の修学旅行時は免除されます(2010年9月までに法務省は、2526万人の外国人から生体情報を入手)。このような中で、2009年改定法が準備されていきました。

3. 改定法の概要

(1) 危険な“利便性”

法務省は、今年7月9日から実施するこの2009年改定法の“改善点”を、次のように挙げて喧伝しています。

- ①在留期間の最長を「3年」から「5年」に伸長。
- ②「みなし再入国」という制度の新設。これは、再入国許可を得ることなく、1年以内(特別永住者は2年以内)の日本出国—再入国を認めるというものです。
- ③「外国人住民票」の新設。これは、外登法の廃止に伴い、これまで日本国民だけを対象としていた「住民基本台帳」に、外国人も入れるというものです。

これらは、たしかに改善です。しかしこれらは、完璧な管理・監視システムを構築することによって実現するものであることを、法務省みずから認めるどころです。

＜表1＞改定「入管法」「入管特例法」「住民基本台帳法」の対象者

	在留資格	新たな在留期間	外国人登録者数	改定法では	
① 別表第一	1. 外交	外交活動の期間		中長期 在留者	
	2. 公用	5年、3年、1年、3月または15日			
	3. 教授	5年、3年、または1年または3月	8,050		
	4. 芸術		480		
	5. 宗教		4,232		
	6. 報道		248		
	7. 投資・経営		10,908		
	8. 法律・会計業務		178		
	9. 医療		265		
	10. 研究		2,266		
	11. 教育		10,012		
	12. 技術		46,592		
	13. 人文知識・国際業務		68,467		
	14. 企業内転勤		16,140		
	15. 興行		3年、1年、6月、3月または15日		9,247
	16. 技能		5年、3年、または1年または3月		30,142
	17. 技能実習	1年、6月	100,008		
	18. 文化活動	3年、1年、または6月または3月	2,637		
	20. 留学	4年3月、4年、3年3月、3年……3月	201,511		
	21. 研修	1年、または6月または3月	9,343		
	22. 家族滞在	5年、4年3月、4年、3年3月……3月	118,865		
23. 特定活動	5年、4年、3年、2年、1年ほか	72,374			
② 別表第二	24. 永住者	無期限	565,089		
	25. 日本人の配偶者等	5年、3年、1年または6月	196,248		
	26. 永住者の配偶者等	5年、3年、1年または6月	20,251		
	27. 定住者	5年、3年、1年または6月	194,602		
③特別永住者		無期限	399,106	特別永住者	
④一時庇護者			30	非正規 滞在者	
⑤仮滞在許可者			(72)		
⑥超過滞在の非正規滞在者			(78,488)		

◇外国人登録者数は、2010年末現在

*「19. 短期滞在」は「中長期在留者」から除外されます

(2) 改定法のねらい

改定法の眼目は、上記の①②③にあるのではなく、以下の点に置かれています。

これまでの外登法では、特別永住者も、留学生も、非正規滞在者であっても、日本に3カ月以上滞在する「すべての外国人」を対象にしてきました。

ところが、今回の改定で、「中長期在留者」とい

う新しいカテゴリーを設けました。その「中長期在留者」というのは、日本に90日を超えて滞在し、かつ正規の在留資格を認められた外国人です。つまり、＜表1＞の「3. 教授」から「27. 定住者」に至る在留資格を認められた外国人です。

そして在日外国人を、「特別永住者」／「中長期在留者」／「非正規滞在者」に分断して、次のように扱います。

＜表2＞改定法で証明書と住民登録は？

	現行の「外登法」	⇒改定「入管法・入管特例法」では	⇒改定「住基法」では
特別永住者	市区町村で「外登証」交付	市区町村で「特別永住者証明書」交付	市区町村で「外国人住民票」作成
中長期在留者	市区町村で「外登証」交付	地方入管局で「在留カード」交付	市区町村で「外国人住民票」作成
非正規滞在者	市区町村で「外登証」交付	◆「在留カード」を交付しない	◆「住民票」を作成しない ◆「住民票」を消除する

つまり、改定法の狙いは、次にあります。

- ①特別永住者を、これまでと同様に「管理」する。
- ②中長期在留者を、これまで以上に徹底的に「管理」する。
- ③非正規滞在者を、これまで以上に徹底的に「排除」する。

そういう「分断と包摂／排除」の管理システムを作ることにあります。

ここで、確認しなければならないことは、行政上の「管理」という言葉の意味です。

≪「管理」は、「統制」と同じように用いられ、公権力が、人の生活関係に介入して、その意思にかかわりなく、又はその意思を排除して、外部的にこれを規律する措置を意味することがある。……「統制」よりも、更に強度の規律を行う場合を意味するものということができよう≫
(吉国一郎ほか『法令用語辞典』)

4. 改定「入管法」の問題点

(1) 「在留カード」常時携帯制度

改定入管法は、「在留カード」の受領・携帯・提示義務を、刑事罰をもって16歳以上の中長期在留者に強制します。

いっぽう私たち日本国民は、「住基カード」の受領も携帯も提示も、義務づけられてはいません。それでは、なぜ外国人には義務づけるのか？「その合理的な理由を説明せよ」と、国連の自由権規約委員会から問われ続けているのですが(1993年、1998年、2008年)、結局、2009年の国会審議でも明らかにされませんでした。

(2) 居住権の剥奪＝在留資格の取り消し

入管法第22条の4では、法務省が認めた在留期間の途中であっても、その外国人の在留資格を取り消すことができる、と定めていますが、今回、次の3項目を追加しました。

- ⑦日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者、または永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6カ月以上行なわないで在留していること(当該活動を行なわないで在留していることにつき正当な理由がある場合

を除く)。

- ⑧新たに中長期在留者となった者が、90日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く)。
- ⑨中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く)。

これらの条文末尾に付けられた「正当な理由がある場合を除く」について、法務省は次のように説明しています。

⑦については「日本国籍を有する子どもの親権を争って離婚調停中の場合など」、⑧は「上陸直後に疾病により長期入院し、かつ、代理人等に届出を依頼することもできない場合など」、⑨は「経済的に困窮するなどして定まった住居地を有しなくなった場合など」——は、在留資格取り消しには該当しない、と。

それにしても、とくに⑦、「配偶者の身分を有する者としての活動」とは、いったいどのような活動なのでしょう？「結婚」の形態が多様化している現代、誰が考えても、「配偶者の身分を有する者としての活動を行なわない」という状態を認定することは不可能です。

在留資格の取り消しは、退去強制に直結するもので、外国人に対する究極の制裁措置です。それにもかかわらず、その処分基準は、法律の条文の中ではなく、法務省の判断(自由裁量)によることとなります。

(3) 加重された罰則

<表3>に見るように、改定入管法による新たな在留管理制度は、私たち日本国民を対象とする戸籍法と比較しても、中長期在留者とされる外国人に対して、あまりにも煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めています。

それは、「外登証」を廃止して「在留カード」とするため、外登法における種々の義務規定と罰則制度を、軽減することなく、そのまま入管法に持ち込んだためです。

＜表3＞改定入管法の義務項目と罰則規定

義務項目		違反形態	罰則規定
届 出 行 為	住居地の新規・変更届	虚偽届出	1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			在留資格の取り消し
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	身分事項の変更届 所属機関の変更届 配偶者との離婚・死別届	届出遅延	14日を超えると20万円以下の罰金
			90日を超えると在留資格の取り消し
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
在 留 カ ー ド	カード受領	不受領	1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	カード常時携帯	不携帯	20万円以下の罰金
	カード提示	提示拒否	1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	カード更新	更新遅延	有効期間を超えると1年以下の懲役 または20万円以下の罰金
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	カード再交付	再交付遅延	14日を超えると1年以下の懲役 または20万円以下の罰金
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	カード再交付命令	命令不遵守	14日を超えると1年以下の懲役 または20万円以下の罰金
			⇒退去強制（上記の懲役に処せられたもの）
	カード返納	返納遅延	14日を超えると20万円以下の罰金

たとえば、①②「14日以内に」、③「90日以内に」住居地変更の届出をしなかった場合、次のようになります。

①住基台帳法での行政罰：5万円以下の過料

+

②入管法での刑事罰：20万円以下の罰金

+

③入管法での在留資格取り消し

このように「加重された罰則制度」は、外国人に対する悪意に満ちた制裁措置です。

（4）外国人を監視する市民社会

改定法第19条の17では、こうなっています。

中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関、その他の法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受け入れの開始および終了、その他の受け入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

法務省の説明によれば、この規定によって、具体的には外国人留学生を受け入れている日本語学校や大学、専門学校に対して、個人単位で「入学・卒業／休学・退学処分」などを報告させるというのです。

しかし、このような所属機関からの届出制度は、これまでの外国人制度にはなかった新しい管理方

法です。しかも、「外国人管理」とはまったく無縁の機関、公権力の介入から独立性を保障されている大学までも、外国人管理行政の一翼を担わされることとなります。

(5) 個人情報の集中とデータマッチング

改定法の第19条の18は、次のように定めています。

1. 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係および活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。
2. 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

ここで注意しなければならないことは、「その他の法令」「その他在留管理に必要な情報」とありますが、その中身が明示されておらず、法務省の裁量に委ねられて自由に拡大できることです。

じつは、この条文の核心は、「必要な情報を整理」「情報を正確かつ最新の内容に保つ」という、抽象的で曖昧な訓示規定のところにあります。

新しい在留管理制度の下では、外国人ひとりひとりの身分関係・居住関係や、活動状況に関する最新で詳細な個人情報が、継続的に法務省入管局に集中されます。また、法務省はこの他に、これまでの退去強制歴など出入国履歴情報、入国・再入国した際の指紋・顔画像の個人識別情報、さらにブラックリスト情報も持っています。

その上、今回の改定法では、外国人の個人情報を継続的に把握するため、法務省に広範囲な事実調査権を付与しました。地方入管局は、外国人本人に対してだけでなく、外国人の所属機関に対して出頭を求めて質問をしたり、文書を提出させることができます。また、「外国人住民票」を作成している市区町村に対しても、追加情報を求めることができるようにしました。

法務省は、このようにして集めた個人情報を照合します。そして外国人本人からの情報と、所属機関や市区町村などからの情報とを突き合わせて、

在留期間の更新、在留資格の変更、在留資格の取り消しなどの審査に利用するのです。

このように広範囲、かつ強力な調査権限を、抽象的に書かれたこの条文によって、法務省は持つことができたのです。

(6) 「在留管理制度」の下での住民登録

「住民基本台帳」とは、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された「住民票」を世帯ごとに編成したもので、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者資格の確認、子ども手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護、予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務など、行政サービスを行なうための基本情報です。しかしこれまでは、外国人には適用されませんでした。

今回の改定「住民基本台帳法」で、そこに外国人も登録されることになりました。その対象には、「中長期在留者」と「特別永住者」のほか、在留カードが交付されない難民認定申請中の「仮滞在許可者」と「一時庇護許可者」も含まれます。

また、国際結婚の家庭など、複数国籍世帯（同じ世帯の中にいくつかの国籍がある世帯）は、一つの世帯として表示されます。たとえば日本人と外国人の家族の場合、これまでは日本人が自分の住民票をとると、パートナーである外国人の名前などの情報は備考欄に書かれていましたが、今後は一覽で記載されるようになります。

このように「いいことづくめ」ですが、決定的な難点があります。

改定「入管法」は、市区町村が外国人住民票について「記載、削除、修正したときは、ただちに法務省に通知しなければならない」と定めています。外国人住民票を「記載、削除、修正したとき」とは、外国人の家族から市区町村に出生届や死亡届が出されて、住民票が作成されたり削除されたとき、あるいは外国人住民が所在不明となり、市区町村が職権でその外国人の住民票を削除したときなど、とされています。

この条項は、改定「住民基本台帳法」に連結して、法務省は、市区町村が作成する外国人住民票に「変更があったこと、誤りがあることを知ったとき」は市区町村にそのことを通知する、と定めています。

ということは、たとえば、日本人の配偶者となっている外国人女性が「6カ月以上配偶者としての活動をしていない」と法務省がみなした場合、法務省は、①その女性の在留資格を取り消して退去強制手続きに入る、②市区町村にそのことを通知する、③市区町村にその女性の「外国人住民票」を消除するよう求める——ということになります。これでは、住民基本台帳制度を、住民サービスを提供する本来の目的から逸脱して、外国人在留管理制度の下に置くものです。

(7) 「見えなくされてしまう」非正規滞在者

いま持っている外国人登録証明書に「在留の資格なし」と書かれている外国人などの非正規滞在者は、改定法の実施後、「在留カード」が交付されず、「外国人住民票」も作成されません。また、難民申請中の外国人の多くも、「在留カード」も「外国人住民票」も作成されない、という事態になります（難民申請者の申請時の在留状況を見ると、2010年では44%が超過滞在などで「非正規」となっています）。

さらに改定入管法では、「雇用主が、超過滞在など就労できる在留資格を持たない外国人であることを知らずに働かせていた」こと自体に対して、罰則を科すようにしました。すなわち雇用の際、雇用主に「在留カード」を見てそこに記載された「就労制限の有無」を確認するよう事実上義務づけ、就労資格を持たない外国人を働かせていた場合、雇用主を罰することができるようにしたのです。そうすると外国人は、「在留カード」または「特別永住者証明書」なしに、日本で労働も生活もできないということなのです。

今回の改定法は非正規滞在者に対して、法律の条文で重罰化をはかったわけではありません。しかし、新たに「在留カード制度」や「外国人住民票制度」を設けることで、結局のところ、非正規滞在者を日本社会から「構造的に」締め出し、見えなくさせてしまうのです。しかしこれは、地域社会にとって、日本社会全体にとって、プラスにはなりません。

(8) 外国籍高校生の16歳の誕生日

在留カードの記載事項に「就労制限の有無」があります。法務省の説明資料によれば、在留カー

ド表面のほぼ中央、顔写真の横に囲み罫で、①「就労不可／就労するには資格外活動許可が必要」、②「就労制限なし」、③「就労制限あり／在留資格で認められた就労活動のみ可」のいずれかが太字で記載されることとなります。

外登証には「職業」という項目がありますが、「就労制限の有無」という項目はありません。それにもかかわらず、このような項目を設けることは、外国人を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否か、という発想に基づくものです。

16歳の外国籍の高校生を想定してみましょう。「特別永住者」以外の在留資格（たとえば永住者、定住者、家族滞在など）となっている高校生は、16歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ赴いて在留カードを受領し、さらに14日以内に、また学校を休んで市区町村窓口へ行ってカードに住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯しなければなりません。しかも、そのカードには、在留資格によって「就労不可」「就労制限なし」と記載されるのです。

このようなグロテスクな在留カードを常時携帯させ、しかも、（修学旅行時を除いて）日本への再入国のたびごとに指紋と顔写真を登録させる。それを16歳の子どもたちに強いる国家と社会は、それこそグロテスクです。

5. 改定「入管特例法」の問題

(1) これまでと同様？

最初に述べたように、「これまでと同様に管理される」在日韓国・朝鮮人、台湾人の特別永住者は、実際、どのようになるのでしょうか？

改定法では、これまでと同様に、市区町村で証明書（特別永住者証明書）が交付されます。証明書の更新も7年ごとです。

また、これまでと同様に、証明書の受領・提示・更新義務が、刑事罰をもって16歳以上の特別永住者に強制されます。

じつは、2009年国会での修正協議で、特別永住者の常時携帯制度が外されました。

ところが、法務省のホームページでの説明では、「入管職員等から特別永住者証明書の提示を求められた場合には、例えば、保管場所まで同行させ

て頂くなどして、提示して頂くことが必要になる」と言って憚りません。これでは、特別永住者にとって実質上、常時携帯が課されるということです。

また、引っ越してから14日以内に、新住所の市区町村に「転入届」を出さなければなりません。また、同じ市内、区内に転居する場合も、14日以内に「転居届」を出さなければなりません。

「14日以内に」転入届・転居届を出さないと、
住民基本台帳法での行政罰：5万円以下の過料
+

入管特例法での刑事罰：20万円以下の罰金
となります。

(2) これから生まれてくる子どもたちにとって特別永住者の大半を在日二世・三世・四世が占め、今や五世が生まれてきています。したがって、今年7月9日から実施される改定入管特例法は、その在日四世、五世……を対象としていくこととなります。

このような在日四世・五世に対して、今回の改定法は、さまざまな義務規定を、刑事罰をもって課していきます。さらに現行の法制度は、今もって地方自治体の参政権、人権擁護委員・教育委員・民生委員の就任資格、地方公務員・公立学校教員の就任権、日本への再入国権などを、「権利」として彼ら彼女らに認めていません。

このように在日四世・五世が、基本的な権利を否認され続けることは、諸外国、とりわけイギリス、フランスなど旧宗主国における旧植民地出身者の法的地位と比較すると、きわめて特異な法制度であり、植民地主義そのものです。

6. 私たちの共同課題

以上見てきたように、今年7月9日から実施される改定法は、あまりにも多くの問題を内在させる「改悪法」です。そのことを、私たちは声を大にして日本社会に訴えていかなければなりません。

改悪法の実施に向けて、いま法務省と総務省は着々と準備を進めています。いま市区町村では、「仮住民票」の作成が始まりました。

市区町村では、まず外国人登録原票から「特別永住者」／「中長期在留者」／「非正規滞在者」を分類して「仮住民票」を作成していきます。そ

こでは、さまざまな混乱が生じるはずで、市区町村にとって、このような「分類化」は、自治体本来の業務ではないからです。

そして5月7日以降、市区町村は、特別永住者と中長期在留者の外国人に「仮住民票」を通知します。そこでも、さらに混乱が生じます。たとえば、仮住民票が「不在」として戻ってきた場合、その外国人が再入国期限内の一時出国なのかどうかなど、市区町村では判断できないさまざまな問題、これまでの外国人登録事務では想定しえない数々の問題が惹起されることになるでしょう。

そのとき市区町村は、「住民」である外国人の人権を守る立場に立つのか、あるいは法務官僚と総務官僚の指示通りに事務処理をして「自治事務」を放棄するのかが、問われることになります。

このことは、私たち日本人に、そして日本社会に問われていることでもあります。

かつて1980年代、在日韓国・朝鮮人二世・三世が中心になって指紋拒否・外登法改正運動が取り組まれました。その中で、全国で150件にのぼる指紋拒否裁判が闘われました。そこで私たちは多くのことを学びましたが、その一つは、外登法と入管法を柱とする外国人法制度を熟知しているのは法務官僚と警察官僚だけという現実、つまり、圧倒的多数の日本人と日本社会の無知・無関心の下で、外国人法制度が策定され運用されている現実です。そのようなことが続く限り、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う社会」は決して実現できないのです。

今年7月9日から実施される改定法の「当事者」とは、220万人にのぼる在日外国人だけではなく、じつは私たち日本人なのです。

*本稿は、『第15回KCCJ人権シンポジウム報告集』（在日大韓基督教会社会委員会・2月8日発行）に収録される原稿です。

*今年7月9日から実施される改定法の問題点を平易にまとめたパンフレット、①『改定入管法 中長期在留者のためのQ&A』、②『改定入管特例法 特別永住者のためのQ&A』、③『改定入管法 非正規滞在者・難民申請者のためのQ&A』をぜひお読みください。申し込みは、raik.kccj@gmail.com へ。

●佐藤信行